

第2号様式の3

平成25年度第1回法務省総合評価委員会審議概要

開催日及び場所	平成25年 6月19日(水) 法務省大臣官房施設課入札室	
委員	角田 茂 (大学参事) ※委員長 只木 誠 (大学教授) 秋山 哲一 (大学教授)	
審議対象期間	平成24年12月1日から平成25年3月31日まで	
【工事】		(備考)
抽出対象案件	総件数 3 件	
類 高度技術提案型	— 件	
型 標準 I 型	1 件	
標準 II 型	1 件	
簡易型 (一般タイプ)	1 件	
簡易型 (施工実績タイプ)	— 件	
【業務】		(備考)
抽出対象案件	総件数 — 件	
類 標準型	— 件	
型 簡易型	— 件	
委員からの意見 ・質問, それに 対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による 意見の具申又は 勧告の内容	具申又は勧告	回 答
	なし	なし

別紙

意見・質問	回答
<p>(議題) 総合評価落札方式の実施状況について</p> <p>意見なし</p> <p>(議題) 抽出案件の審議 [黒羽刑務所職業訓練棟等新営(建築)工事(標準I型)]</p> <p>2番目に低い金額で入札した者が落札できたのはなぜか。</p> <p>最も低い金額で入札した者の技術提案の加算点が低かった具体的な理由は何か。</p> <p>技術提案の採用、不採用はどのように判断しているのか。</p> <p>評価基準案の一覧表に記載されている黒丸は何を示すのか。</p> <p>技術提案書は、カラーで提出してよいのか</p> <p>発注者として、提案項目の整理や蓄積は行っているのか。</p> <p>建設会社の知識が豊富であった場合、参加者同士で技術力を戦わせることに意義があるが、発注者側の知識が豊富であった場合、総合評価をせずに入札価格だけで落札業者を決定し、技術面では発注者側が指示をする方がメリットが多いということはないのか。</p>	<p>技術提案の加算点が、最も低い金額で入札した者より高かったことから総合評価における評価値が逆転したためです。</p> <p>標準案の範囲となる提案、刑務所内の工事としては不適切な提案、具体的な効果が確認できない提案等のためです。</p> <p>3名の評価担当者が評価し、総合評価審査会において審議しています。</p> <p>今回、参加者から提案があつて採用した項目です。</p> <p>入札説明書の記載要領に従っていればよく、カラーでの提出は有効です。</p> <p>行っています。提案を求める際は、同じような提案項目ばかりではありません。</p> <p>「価格だけでなく、技術力を加味した総合的な評価を行う」という趣旨の制度が総合評価落札方式であり、その事を理解して参加してもらうことを前提としてこのような選び方を行っています。</p> <p>施設課で持っている技術は計画や設計に関するものですが、技術提案は施工の分野に関</p>

意 見 ・ 質 問	回 答
<p>入札参加者よりも施設課が知識が豊富であった場合、技術面は、指示をした方が価格が抑えられるのではないか。</p> <p>予定価格は提案を含まない価格になっているということか。</p> <p>(議題) 抽出案件の審議 [黒羽刑務所職業訓練棟等新営 (電気設備) 工事 (標準Ⅱ型)]</p> <p>辞退とは、技術提案書を提出したが、入札を辞退したということか。</p> <p>総合評価がない発注方式の場合、低価格入札であっても低入札調査をした後に落札決定を行うが、総合評価の場合、低価格入札をすると直ちに施工体制30点を引いてしまうのか。</p> <p>低価格入札の場合30点が引かれることは免れられないのか。</p>	<p>するものがほとんどです。私たちが普段目にしない新しい施工の技術を提案してもらえると発注者としてメリットがあります。</p> <p>発注者から技術面の指定をすると予定価格に反映され、価格を上げることになりますが、参加業者から自主的に出された提案は予定価格に反映されません。予定価格に合わないほどの高価な提案を出させるのも問題にはなりません。</p> <p>そうです。</p> <p>入札はしています。</p> <p>申込みにおける価格が調査基準価格に満たない者に対しては、施工体制確認をするため参加者に追加資料の提出を求めます。その際に参加者が辞退したと考えられます。</p> <p>施工体制確認を行い、評価点を加算するものです。</p> <p>このような方式により低価格入札を防止しています。</p> <p>提出を求める追加資料の項目ごとの評価に従って点数が算出されるので、低価格入札により自動的に30点が引かれるわけではありません。</p>

意見・質問	回答
<p>予定価格が高過ぎたということはないのか。</p> <p>(議題) 抽出案件の審議 [高松刑務所収容棟等新営(機械設備)工事(簡易型(一般タイプ))]</p> <p>施工体制評価点について、0点か30点かではなくその間の点数となることはないのか。</p> <p>施工体制確認結果整理表で○が一つあっても、他が×であれば加点されないのか。</p> <p>(議題) 平成24年度総合評価落札方式の報告について</p> <p>入札参加者の知識は増えてきたと考えてよいのか。</p> <p>総合評価の結果は公表しないのか。</p> <p>総合評価の合計評価点の平均点の目安はあるのか。</p>	<p>それはありません。たまたま今回はこのような結果になりました。</p> <p>あります。入札説明書に評価点の基準の記載があり、「品質確保の実効性」と「施工体制確保の確実性」の二つの評価項目があり、それぞれに15点配点されています。提出された資料等の評価から、評価項目毎に評価点が0点、5点、15点になり、合計点はこの組合せの点になります。</p> <p>品質確保の観点からすると×がある場合は加点できません。</p> <p>加算点が高くなってきていることから、そのように考えられます。</p> <p>提案のあった各者にはそれぞれの結果を伝えていますが、企業秘密であるため他者へは公表していません。</p> <p>目安となる点数の設定や調整は行っていません。提案しにくい項目設定を行うと点数が低くなってしまいうため、分かりやすい項目設定が望ましいと思います。</p>

意見・質問	回答
<p>簡易型で総合評価の点数が低い場合は、しっかりとした業者が参加してこなかったということか。</p>	<p>簡易型は、法務省発注工事の実績を高く評価するものですが、この制度が始まって何十年も経っているわけではないので今の時点で実績を多く持っていることが少ないです。今後、業者の実績が増えてくれば、全体的に点数も上がってくると思います。</p> <p>民間工事の方が多い建築業界で、公共工事の実績がある業者は少ないと思われます。また、工事規模による競争参加資格のランクによっては更に実績が少ないと考えられます。</p>